

## 令和2年中の特殊詐欺被害発生傾向（暫定値）

◇認知件数 **125件**（前年比±0件）

※ 預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、キャッシュカード詐欺盗、この3つの手口だけで、認知件数の84.8%を占めます。

◇被害額 **2億9,678万1,464円**（前年比+約5,891万円）

※ 1件あたりの被害額は237万円余りとなっています。

### 県内「名義貸しは犯罪です詐欺」にご用心！

マンションの購入権利を巡り「名義貸しは犯罪です」などと脅され、その**トラブル解決名目**により、現金をだまし取られるという**架空料金請求詐欺の被害**が発生しました。

あなたにはマンション  
を購入する権利がある。

購入する気がなければ  
名義を貸して欲しい。

**この手口  
詐欺ですよ！**

名義を貸すことは犯罪です。

裁判になりますよ。  
お金を支払ってください。

はあ・・・権利ですか。  
別に構いませんが。

ええっ、そんなつもりじゃ。  
裁判なんて困ります。

**マンション等の購入権利 + 名義貸しは犯罪 = 詐欺**

### 事例

令和2年7月下旬、北信地方に住む高齢者宅に大手商社の社員を名乗る男から電話があり「某マンションを購入したい人がいる」「あなたはそのマンションを購入する権利がある」「購入する気がなければ名義を貸して欲しい」などと言われ、これを承諾したところ、後日、別の大手商社や金融庁の職員を名乗る男から電話があり「名義を貸すことは犯罪です」「修正申告のためにお金を支払ってください」などと言われたことから、被害者は複数回にわたり、相手から指定された住所に現金合計1,485万円を送付し、だまし取られたもの。